

様式第1の3（第5条及び第8条関係）

令和 第 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 木場 宣行 殿

申請者 住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
() 注1

令和5年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー））により取得する補助対象車両に係る財産処分（ ）注2について

標記について、令和5年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー））交付規程第5条第2項及び第8条第1項十一号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の3（その2）のと通りの処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

注1 申請者と使用者（貸渡し先等）が違う場合に記載すること。

注2 括弧内には転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取壊し又は廃棄、抵当権の設定のいずれかを記載すること。

様式第1の3（その2）

1 処分の種類（ 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定 ）

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名（車両の所有者）			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所（車両の使用者）		
車 種			登録番号 及び車台番号		
補助 年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) ^(注)	経過年数 (B)	残存年数 (A - B)
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定）予定年月日

注 処分制限期間（A）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。

添付資料

- ・ 交付額確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・ その他参考となる資料

（注）処分制限期間

- ・ タクシー：大型車（総排気量3L以上のもの）：5年、小型車（総排気量2L以下のもの）：3年、その他（総排気量2L超えから3L未満のもの）：4年
- ・ バス：乗合自動車：5年、その他：4年、自家用：6年
- ・ 充電設備・受電設備：6年